

事務連絡
令和3年9月29日

一般社団法人建設電気技術協会 殿

国土交通省 大臣官房 技術調査課
電気通信室 企画専門官

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等の終了後の、
出勤者数の削減（テレワーク等の徹底）、催物の開催制限、
施設の使用制限等に係る留意事項等について

第77回新型コロナウイルス感染症対策本部において、9月30日をもって緊急事態措置及びまん延防止等重点措置を終了することが決定されました。あわせて、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）が変更されました。

これを受けて内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等の終了、出勤者数の削減（テレワーク等の徹底）、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置終了後の1都1道2府23県における催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について別添のとおり連絡がありました。また、第37回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部において、別添のとおり大臣指示がありました。

つきましては、貴会におかれては、貴会会員企業等に対し、別添について周知・呼びかけ等を行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

別添 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等の終了後の、出勤者数の削減（テレワーク等の徹底）、催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（令和3年9月29日付大臣官房危機管理官事務連絡）